

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州歯科大学の行動指針（BCP）

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部局ごとに判断することもあります。

この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

レベル・基準			授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	研究活動	教員の出張・兼業	業務体制	附属病院診療活動・トリアージ	会議（研修、説明会）
0	通常	COVID19が収束している状況 (ワクチン、有効な治療薬の使用が可能になる)	通常授業実施	通常活動実施	通常活動	通常活動	通常体制	通常診療活動	通常実施
1	要注意 制限 (小)	在勤地域に感染者が発生しているが、 <b>感染の範囲が限定的な場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●語学系講義等、演習、実習に関しては感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。</li> <li>●講義はオンライン授業を積極的に利用する。</li> <li>●学内学修スペースの利用は可能とする。</li> <li>●臨床実習は感染防止対策を講じた上で通常通り実施する。</li> <li>●原則、学外実習は中止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染防止に最大限配慮し、事前に確認した活動のみ許可する。</li> <li>●学内の感染防止対策が実施できる施設の利用は許可する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>3密防止等</b>、感染拡大に最大限配慮して研究活動を行うこととし、可能な限り現場での滞在時間を減らす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染防止を最大限配慮した上で出張は許可する。</li> <li>●感染防止を最大限配慮した上で兼業は許可する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口等における感染防止措置を講じる。</li> <li>●時差出勤措置を講じる（以上レベル2以上も同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通常診療</li> <li>●診療科で感染の疑いがある患者のスクリーニング実施</li> <li>●外来トリアージ室の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。テレビ会議やメール等による書面審議を推奨する。</li> </ul>
2	要注意 制限 (中)	学内(本館及び附属病院)で感染者が発生したが、感染拡大は起きてなく、またその可能性が低い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンライン授業を中心に行实施する。</li> <li>●学内学修スペースの利用は可能とする。</li> <li>●演習、実習等は感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。</li> <li>●臨床実習は代替授業を取り入れて縮小して実施する。</li> <li>●学外実習は全て中止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学内施設の利用を含めて活動は全面禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染者が発生した部局については、現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみの立ち入りを許可する。</li> <li>●その他の部局については、レベル1と同対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染者が発生した部局については、県外への出張、兼業は自粛する。</li> <li>●その他の部局については、レベル1と同対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染者が発生した部局については、3密防止のため執務室を分散する。</li> <li>●その他の部局については、レベル1と同対応とする。</li> </ul>	<p><b>【感染者が発生した診療科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急性のある症例の診療</li> <li>●診療科または病院エントランスにて感染の疑いがある患者のスクリーニング実施</li> <li>●外来トリアージ室の運用</li> </ul> <p><b>【その他の診療科】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル1と同対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル1と同対応とする。</li> </ul>
3	要警戒 制限 (中)	下記のいずれかの条件があった場合 ①感染拡大注意区域(都道府県)として、知事等から平日の自宅待機その他の行動規範に関する要請があった場合 ②在勤地域において感染拡大傾向ならびに感染経路不明者の割合が増加傾向にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル2と同対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル2と同対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみの立ち入りを許可する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、県外への出張は自粛する。</li> <li>●原則、兼業は自粛する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3密防止のため執務室を分散する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急性のある症例の診療</li> <li>●診療科または病院エントランスにて感染の疑いがある患者のスクリーニング実施</li> <li>●外来トリアージ室の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。</li> </ul>
4	高度警戒 制限 (大)	下記のいずれかの条件があった場合 ①在勤地域が、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域と指定された場合 ②県知事による大学への休業要請がなされた場合 ③学内で感染者が発生し、クラスターが起きる可能性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オンライン授業のみで実施する。</li> <li>●学内学修スペースの利用は原則禁止とする。</li> <li>●臨床実習は中止し、オンラインの代替授業のみ実施する。</li> <li>●学外実習は全て中止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学内施設の利用を含めて活動は全面禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・特別研究学生も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、あるいは長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則、在勤地域外の出張は禁止する。</li> <li>●原則、兼業は禁止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交代制勤務体制（出勤率5割目標）により在宅で処理が可能な業務を行わせる。</li> <li>●法人機能維持のための必要な人員のみ出勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歯科の二次医療機関としての機能維持</li> <li>●病院エントランスにて感染の疑いがある患者のスクリーニング実施</li> <li>●外来トリアージ室の運用</li> <li>●学内発生の状況により、新患受け入れ中止等が必要な場合あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議等は原則延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するため必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。</li> </ul>
5	緊急事態 活動停止	大学、病院を閉鎖せざるを得ない場合 (学内でクラスターが発生した場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル4と同対応とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学内施設の利用を含めて活動は全面禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大学機能を最低限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全面禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交代制勤務体制（出勤率3割目標）により在宅で処理が可能な業務を行わせる。</li> <li>●大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●診療停止を基本とするが、状況により、新患受け入れ中止、外来閉鎖、病棟閉鎖、完全閉鎖など活動停止の範囲を判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するため必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。</li> </ul>